

山梨市災害廃棄物処理計画(概要版)

1・計画策定の背景及び目的

平成23年3月に発生した東日本大震災において、膨大に発生した災害廃棄物の処理に約3年の月日を要したことなど、被災地の復旧・復興に、災害廃棄物の処理には、多大な経費・労力が費やされてきた。

本市では、平成21年3月に「山梨市災害廃棄物処理基本計画」を策定しましたが、国の「災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)」及び県の「山梨県災害廃棄物処理計画(平成29年4月)」との整合性を図るとともに基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために「山梨市災害廃棄物処理計画」を見直し、改定するものです。

2・計画の位置付け

本計画は、「災害廃棄物対策指針」、「山梨県災害廃棄物処理計画」及び「山梨市地域防災計画(平成29年3月)」を踏まえて、本市の災害廃棄物処理を実施するものです。

【藤の木愛川断層地震】 被害想定

山梨県と東京を結ぶ交通の要衝に位置

規模：M7

被害想定 建物被害 全壊：3,942 棟

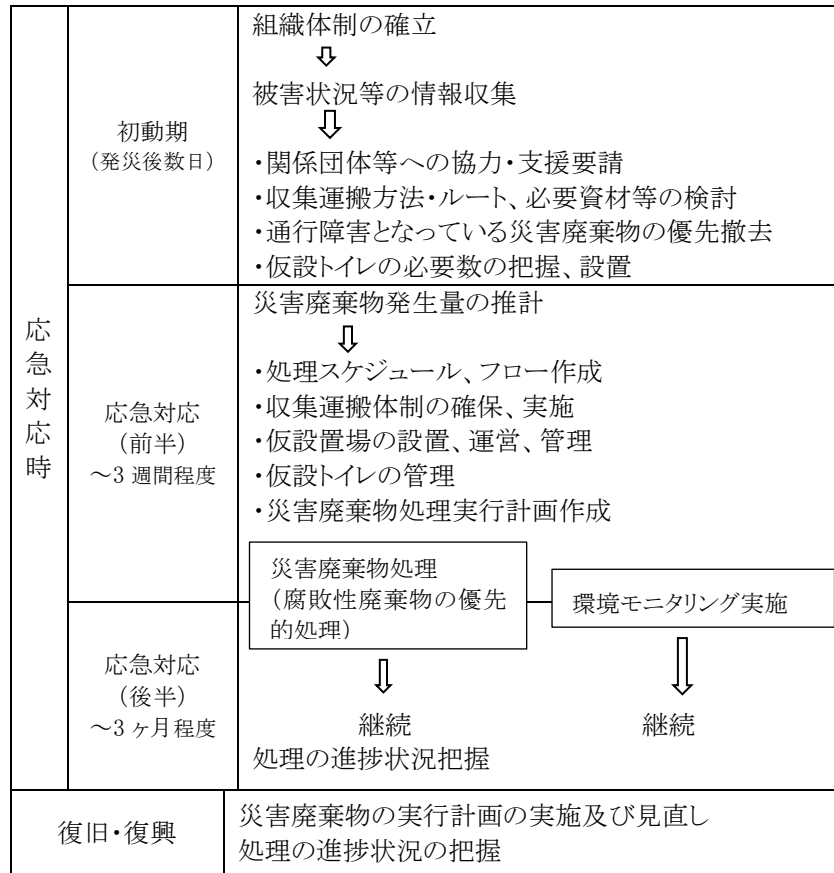
半壊：3,477 棟

災害廃棄物発生量：473,446t

3・対象とする災害廃棄物

発生源	種類
地震や水害等の災害	木くず・コンクリートがら・金属くず・可燃物・不燃物・廃家電・廃自動車等・腐敗施廃棄物等
被災者や避難者の生活	避難所における生活ごみ・生活ごみ・し尿

4・災害廃棄物の処理の流れ



5・処理方針

・衛生的かつ迅速な処理

廃棄物の腐敗・悪臭を防ぐため、迅速かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の確保を行います。

・計画的な対応・処理

仮設置場の早期設置を目指し、効率的に処理を行います。

・環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境に十分配慮し、廃棄物の処理を行います。

・サイクルの推進

膨大に発生する災害廃棄物の処理・処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や資源化の推進を行います。

・安全作業の確保

災害時の収集運搬・処理において、通常業務と異なることが想定されるため作業の安全性の確保を行います。

6・仮置場

分類	役割
集積場所	個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、被災住民が被災家屋等から排出した災害廃棄物を一時的に集積する場所。
一次仮置場	集積所や解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所。
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所 一次仮置場で十分な分別ができない場所等、廃棄物の状態や災害の規模等に応じて必要と認められる場合に設置する

7・災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後、環境省で作成する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」及び「本計画」に基づき、地域の実情や被災状況を反映した「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

